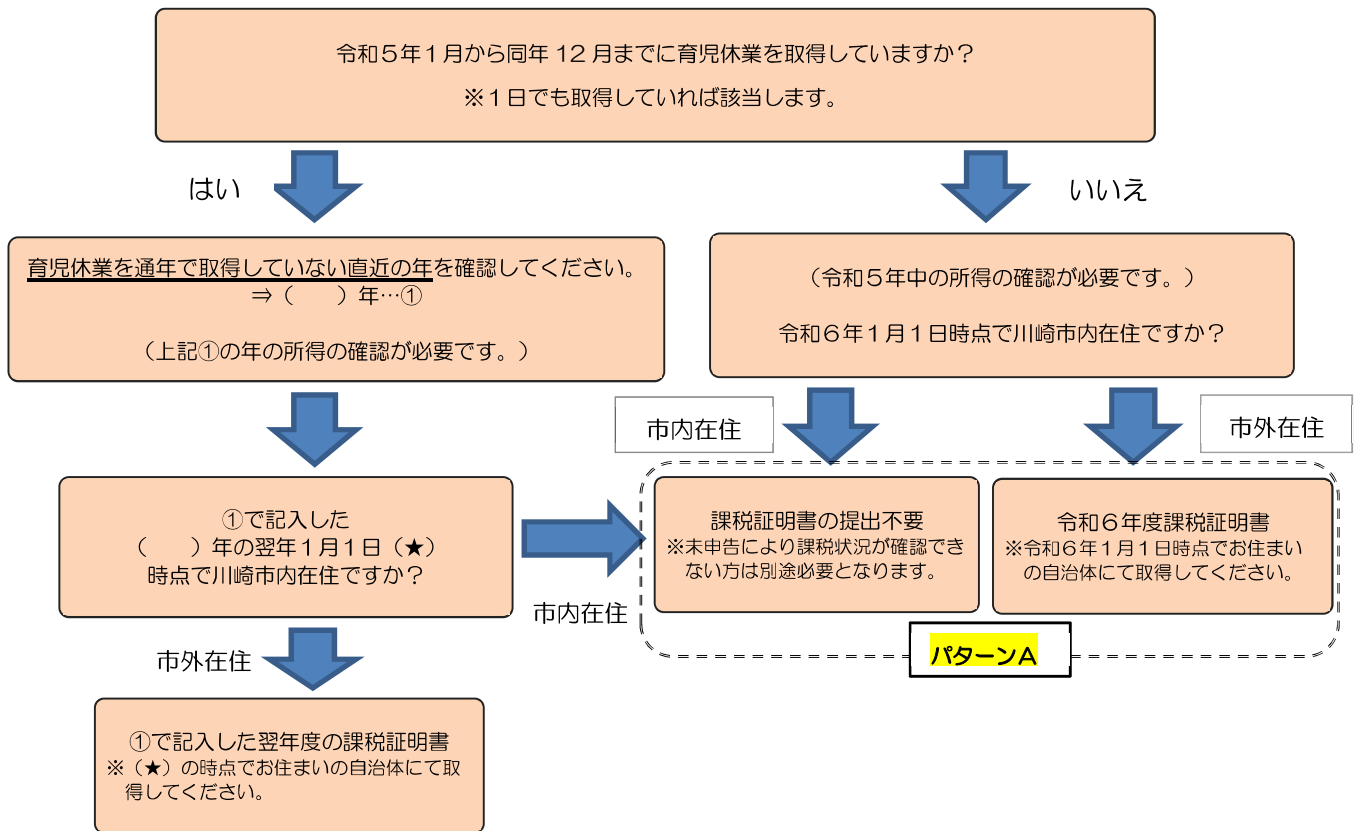


《課税証明書の提出要否・必要年度フローチャート》（令和7年4月から令和8年3月入所の場合）

前ページの世帯状況に応じて必要な書類の「対象年度の住民税課税（非課税）証明書（写し）」について、以下のフローチャートにより書類提出の要否及び必要な課税証明書の年度の確認をお願いします。

なお、下記の育児休業（産前・産後休暇は除く。）については、申請児童以外の児童での取得分も含まれます。



【例】上記①の年が

- 令和4年の場合
⇒令和5年度住民税課税証明書（令和5年1月1日時点で川崎市外在住）※下記の【パターンB】
- 令和3年の場合
⇒令和4年度住民税課税証明書（令和4年1月1日時点で川崎市外在住）※下記の【パターンC】

＜育児休業を通年で取得していない直近の年の考え方＞

【パターンA】（令和5年1月～令和5年12月の1年間に育児休業の取得なし）
⇒令和5年の1年間の所得確認が必要

就労	育児休業の取得
令和4年1月～12月	令和5年1月～12月
	令和6年1月～12月
	令和6年度課税決定 (令和5年中の所得確認)

【パターンB】（令和5年1月～令和5年12月の1年間に育児休業の取得あり）
⇒令和5年中は育児休業を取得しているため、令和4年中の所得確認が必要

※令和5年1月～令和6年4月に育児休業を取得の場合

就労	育児休業の取得	就労（復職）
令和4年1月～12月	令和5年1月～12月	令和6年1月～12月
	令和5年度課税決定 (令和4年中の所得確認)	令和6年度課税決定 (令和5年中の所得確認)

【パターンC】（令和4年途中から令和5年中まで育児休業の取得あり）
⇒令和4年から令和5年まで育児休業を取得しているため、令和3年中の所得確認が必要

※令和4年11月～令和5年12月に育児休業を取得の場合

就労	育児休業の取得期間	就労（復職）
令和4年1月～12月	令和5年1月～12月	令和6年1月～12月
令和4年度課税決定 (令和3年中の所得確認)	令和5年度課税決定 (令和4年中の所得確認)	令和6年度課税決定 (令和5年中の所得確認)